昭和八年

（月報番號第一三八號）

小作爭議調査表

No. 3

（昭和九年一月分）

項目	内容
場所	八女郡水田村大字北島乙区
關係人員	地主 城崎虎之助外一名 小作人 田中万吉外一名
地主關係團体	ナシ
原因	地主は他に比し小作料の低廉なるを理由に田一反に付玄米八升、畑反当り四升宛の値上を要求したるに小作人は水平社同人松尾林藏の應援を得て却て小作料二割減の要求をしたるに因る
要求事項	小作料値上要求
發生	昭和八年十二月二日
終熄	昭和九年一月一五日
關係地種類面積	田一反四畝三歩、畑六畝三歩
小作人關係團体	ナシ
經過	爾来相方種々折衝したるも解決せず 地主城崎虎之助の分は十二月二十日 地主城崎甚兵衛の分は一月十五日 各々解決せり
結果	記 一、小作料は從来の通りとし値上せざること 二、借地料は反當り五俵を四俵に値下すること

財團法人協調會福岡出張所

結果	備考
田の解決條項 一、新田拾八町九反三畝二歩に対し四歩五厘永久減（二割五歩永久減要求） 二、旧田九町八反一畝十五歩に対し一割一歩永久減（三割五歩永久減要求） 但し揚水機に依り灌漑下の分を新田とす 三、昭和八年七月二十日迄小作人は昭和七年度小作料米の納入をなすこと 四、右減額は昭和七年度小作料より実施すること	